保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4)に関する事項

第1病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師、 准看護師)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。 <朝8時30分から夕方4時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

< 夕方4時30分から朝8時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

第2病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師、 准看護師)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。 <朝8時30分から夕方4時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

< 夕方4時30分から朝8時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

地域包括ケア病棟入院料2に関する事項

第3病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師、 准看護師)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。 <朝8時30分から夕方4時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>
看護職員1人当たりの受け持ち数は28人以内です。

回復期リハビリテーション病棟入院料1に関する事項

第7A病棟では、1日に9人以上の看護職員(看護師、 准看護師)が勤務しています。4人以上の看護補助者が勤務 しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。 <朝8時30分から夕方4時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>
看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は39人以内です。

回復期リハビリテーション病棟入院料3に関する事項

第7B病棟では、1日に7人以上の看護職員(看護師、 准看護師)が勤務しています。4人以上の看護補助者が勤務 しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。 <朝8時30分から夕方4時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>
看護職員1人当たりの受け持ち数は33人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は33人以内です。

緩和ケア病棟入院料2に関する事項

第8病棟では、1日に3人以上の看護職員(看護師、准 看護師)が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

<朝8時30分から夕方4時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

< 夕方4時30分から朝8時30分まで> 看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。